

(問合せ先)

(独) 海上災害防止センター

防災部業務二課課長代理 大森

TEL 045 (224) 4311 (代)

平成 20 年 10 月 20 日

(独) 海上災害防止センター

(独) 海上災害防止センター稚内基地の開設について

独立行政法人海上災害防止センターでは、サハリンプロジェクト フェーズ 2 が平成 20 年 12 月から通年操業されることを受け、稚内市に流出油防除資機材等を保管管理・運用する基地を開設します。

稚内市沖合においては、サハリンプロジェクト フェーズ 2 の通年操業の開始により、年間を通して原油タンカー及び LNG タンカーが日本海あるいはオホーツク海を航行することから、その通航量の増加が見込まれております。

このような状況下において、万一、船舶事故等によって大量の流出油事故が発生し、海上保安庁長官からの防除指示である 1 号業務 () あるいは原因者からの委託である 2 号業務 () の発動があった場合において、**事故発生初期段階の迅速な防除措置**を展開するために、地理的要件等を考慮し、稚内市、第一管区海上保安本部及び稚内海上保安部のご協力を得て、基地を設置するに至ったものです。

なお、流出油防除資機材が不足するような事態となった場合は、北海道南岸を始め、全国各地から動員することとしています。

基地開設日等は次のとおりです。

- 1 開設日：平成 20 年 10 月 24 日 (金)
- 2 設置場所：稚内市稚内港末広 2 号上屋
- 3 配備資機材：別紙のとおり

資機材の保管管理・運用にあたっては、当センターの契約防災措置実施者である稚内港運株式会社に委託します。

なお、当日午前 10 時から上記設置場所にて基地開設式を実施する予定です。

1 号業務とは、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律 (以下、「海防法」という。) 第 42 条の 25 第 1 号に基づく海上保安庁長官の指示により排出油等の防除のための措置を実施することをいいます。

2 号業務とは、海防法第 42 条の 25 第 2 号に基づく船舶所有者その他の委託により、排出油等の防除等を実施することをいう。

稚内基地配備予定資機材

(独)海上災害防止センター



油回収システム(イメージ図)

【配備予定資機材】

油回収システム

- ・中型油回収装置 TDS250(130t/h) 1式
- ・集油用オイルフェンス
- ・集油用アウトリガー(7m) 1式
- ・簡易設置型クレーン 1式
- ・一時洋上貯蔵タンク 1式
- 油処理剤散布装置 1式

平成18年及び平成19年の2カ年にわたり開催された「流出油対応専門家会合」を経て作成された「北海道北岸における流出油事故への準備及び対応に関する地域緊急時計画」では、油処理剤散布による「分散処理」と油回収システム等による「機械的回収」を基本防除戦略としていることから、これら戦略を実現可能な最低限の防除資機材を配備する予定



油回収装置(TDS250)



油処理剤散布装置